

広島県告示第百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ありす薬局高須店	尾道市高須町四七八番地一一一〇 二	平成二十四年二月一日
ももたろう薬局熊野店	安芸郡熊野町川角三丁目四番一〇号	平成二十四年一月一日
ヒサシー薬局	安芸郡府中町大須一丁目一五番二号	平成二十四年一月一日